

5 会 監 第 248 号

令和 6 年 3 月 29 日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

財政援助団体等監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

財政援助団体及びその所管課

(1) 対象財政援助団体 桜咲く会津プロジェクト実行委員会

対象補助金等名称 桜咲く会津プロジェクト実行委員会負担金

対象所管課 観光商工部商工課

(2) 対象財政援助団体 鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会

対象補助金等名称 鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会負担金

対象所管課 教育委員会スポーツ推進課

3 監査対象期間

令和4年度事務執行分

4 監査対象事項

(1) 財政援助団体

ア 負担金の交付申請、実績報告等に係る事務手続等

イ 負担金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況

ウ 負担金に係る会計処理状況

(2) 所管課

ア 負担金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続等

イ 負担金の効果、条件の履行の確認等

ウ 財政援助団体に対する指導監督等

5 監査の着眼点

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとされている。

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第5節 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体監査」等に基づき、当該補助金等に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金等の交付目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金等の交付を行った所管課に対し、

あらかじめ出納その他の事務の執行に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、財政援助団体の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和5年10月20日から令和6年2月5日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和6年2月6日

8 監査結果

財政援助団体を対象として、財政援助団体が行う事業は適切に行われているか、所管部局において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているかなどの観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり指導事項を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会負担金について（鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会・スポーツ推進課）

ア 実行委員会における財務事務について

所管課からの提出書類を確認したところ、鶴ヶ城ハーフマラソン大会については、第34回大会事業計画に記された大会の趣旨に沿って実施されており、事業目的は一定程度達成されたものと解される。また、市負担金5,000,000円についても、会津若松市負担金の取扱いに関する要綱に沿って交付されており、交付手続上の問題は見受けられなかった。

しかしながら、実行委員会の会計について、実行委員会会則第17条第2項に「本会の会計規則は、会長が別に定めるほか、会津若松市財務規則を準用する。」との規定があるにもかかわらず、今回提出された資料を見ると、規定とは異なる取扱いが随所で行われており、契約及び出納などの財務事務が適正に行われていたとは言い難い事案が散見された。

なお、実行委員会における事務局については、スポーツ推進課内に設置されており、スポーツ推進課長を事務局長として、当該事務局において財務事務を執り行っている。

イ 財務事務の主な問題点について

① 一定ではない会計期間

会計期間が大会ごとに一定ではなかったことから、事務局に会計期間の考え方を確認したところ、これまでの「慣例」により、前回大会の監査日から今回大会の監査日までを会計期間としていたとのことであった。

会計の基本となる会計期間の基準日を任意の日とし、始期・終期及び期間日数をその都度変動することは、会計の安定性を損なってきたと思料する。

② 契約書のない業務の発注

実行委員会が第三者に発注した請負業務のうち、シャトルバス運行業務（支出額 1,430,000 円）、会場内設営業務（支出額 1,682,000 円）及び会場外設営業務（支出額 1,340,680 円）について、相手方と契約書を取り交わすことなく業務を発注し、業務の終了後にその対価を支払っていた。

このことについて説明を求めたところ、事務局からは、過去大会において「実績」のある業者であったことからその者に請け負わせたとの回答があった。

契約書を作成することは、発注者及び受注者双方の権利義務を明らかにし、発注者が求める役務の具体的な内容や受注者への支払方法等を互いに文書で確認する行為である。特に 100 万円を超えるような多額のものについては、トラブルの防止のためにも必要不可欠である。当該事務における履行確認やそれに基づく支出が適正であったのか不明瞭である。

③ 一者随意契約の常態化

実行委員会では、各種物品の購入や役務の提供を求める際に、入札や見積合せといった手法に拠らず、一者随意契約で行っているものが多く、また意思決定書類がな

いものもあった。

事務局によれば、これまでの「慣例」により業者を選定してきたとのことだが、一者随意契約の常態化は、会則に反していると言わざるを得ない。

④ 郵券受払簿と備品台帳の未整備

郵券受払簿については、令和４年度に購入した郵券の受高、払高及び残高の記載はあったが、令和３年度からの繰越額の記載がなかった。

備品台帳についても令和４年度に購入した備品の品名、取得価格、受入事由及び取得日の記載はあったが、令和３年度以前の分は記載がなかった。

令和３年度までは、郵券受払簿、備品台帳ともに整備がなされていなかったとのことであるが、帳簿の整備は財産管理の基本であり、ずさんな管理であったと言わざるを得ない。

⑤ その他

上記のほかにも、次のような事務が見られたところである。

全ての支出事務を支出命令票及び精算票で行っており、支出負担行為票については未整備だった。また、収支を相殺したことなどによる出納簿と決算書との相違が見られたり、職員による支払時の一時的な立替払も散見された。

ウ まとめ

市では、昨今の不適切な事務を受けて、全庁的な財務事務の適正化に取り組んでいるところである。また、市に団体の事務局が設置され、市職員が公務として事務に携わるようなものについては、当該団体のルールに則った適正な事務対応が当然に必要である。

しかるに、今般の監査対象とした鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会事務局が行った財務事務については、監査対象期間である令和4年度事務執行分の資料を見る限りでも、これまで述べてきたとおり当該団体の会則に定める市財務規則に準じたものとして適正に事務が執り行われていたとは言い難いものであった。

適正な事務の執行は、透明性・競争性・公平性を確保するばかりでなく、関係者への説明責任も果たすことにつながるものである。特に組織的な意思決定は、責任の所在を明らかにするものであり、組織としての事務執行における基本である。

前述したイの財務事務の主な問題点の対応については、事務局からは会計期間、契約手法、帳簿整備などを見直すとともに、決裁区分を明確化し、令和6年度からの適正な実施に向けて、会則の改正を含め、改善に取り組んでいるとの意思表示がなされたところである。

鶴ヶ城ハーフマラソン大会は、令和5年度で35回を数え、県内外から7,300人を超える方々が参加し、約1,000名のボランティアスタッフに支えられた本市を代表するスポー

ツイベントである。次回大会においては、今般指摘した事項が改善され、適正な財務事務のもとで実施されることを期待するとともに、当該大会のますますの発展を願うものである。